

宇治市国土強靱化地域計画

令和元年 1 2 月

宇 治 市

目 次

はじめに	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 宇治市国土強靱化地域計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 宇治市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針	
第2章 宇治市の地域特性等	5
1 地勢・成り立ち	
2 気象	
3 人口	
第3章 脆弱性評価	6
1 想定するリスク	
2 宇治市における「起きてはならない最悪の事態」	
第4章 国土強靱化の推進方針	10
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	26
1 計画の進捗管理	
2 施策の重点化	
(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	28

はじめに

1 策定の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることや東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下、「強靱化基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進することとしており、平成30年12月14日に近年の災害の知見や施策の進捗状況を踏まえ、国土強靱化基本計画の変更を行っている。合わせて、京都府においても、平成28年11月に国土強靱化地域計画が策定されている。

本市は、このような国や京都府の取り組みに合わせて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民、京都府及び国、事業者等とともに強靱で安全・安心な地域づくりを進めていくため、宇治市国土強靱化地域計画を策定することとする。

なお、本計画が今後の研究成果や国における議論等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

2 計画の位置づけ

宇治市国土強靱化地域計画は、強靱化基本法第 13 条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、宇治市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、策定に当たっては、市政運営の指針である総合計画及び宇治市地域防災計画等の国土強靱化に係る計画との調和を図ることとする。

3 計画期間

概ね 10 年後を見据えつつ、5 年間で推進期間とする。

第1章 宇治市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

人命の保護が最大限に図られること。

宇治市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。

宇治市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

迅速な復旧復興に資すること。

2 宇治市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、宇治市内で浸水被害が発生した平成24年京都府南部地域豪雨災害や平成25年台風第18号のほか、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨および令和元年台風第19号等をはじめとする過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

（1）国土強靱化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、京都府、宇治市の一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・ 宇治市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ・ 宇治市のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

（2）適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、

代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

- ・ 行政と事業者や市民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP / PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 宇治市の地域特性等

1 地勢・成り立ち

宇治市は、京都盆地の南東部に位置し、東が宇治田原町と滋賀県大津市、西が久御山町、南が城陽市、北が京都市に隣接している。面積は 67.54 平方キロメートル、市域の長さは、東西に 10.0 キロメートル、南北に 10.7 キロメートルとなっている。

地勢は、主に東部の山間地帯、中央部の丘陵地帯、西部の沖積低地の 3 つに区分されており、丘陵地帯と沖積低地に広がる市街地を二分する形で、市の中央部に宇治川が流れている。宇治川は、市内最大の流域面積を持ち、琵琶湖に始まり、天ヶ瀬ダムを経て淀川に合流している。その他の河川としては市街地を流れる戦川、名木川のほか、良好な自然環境が残された志津川、笠取川などがある。また、西部には巨椋池干拓地があり、農地が広がっている。

2 気象

宇治市の気候は、中央日本気候区に属し、瀬戸内気候と表日本気候のほぼ境界にあたる。一年を通した平均気温は 15.1（1994（平成 6）年から 2016（平成 28）年の平均）となっている。降水量も比較的多いため、お茶づくりに適した気候といえる。

3 人口

本市の人口は、2015（平成 27）年において 184,678 人（国勢調査確定値）となっており、府内で京都市に次いで人口が多い都市となっている。高度経済成長に伴う京阪神地域の人口の激増、衛星都市としての地理的条件などから、本市の人口は、昭和 40 年代から急激に伸びてきたが、少子化などの影響により、近年増加の伸びが鈍化してきている。世帯数についても増加している反面、1 世帯あたりの人員が 4.1 人（1965（昭和 40）年）から 2.5 人（2015（平成 27）年）に減少しており、核家族化が進んでいる。また、総人口に占める老年人口の増加とともに、高齢化率が高まっている。

第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を次の枠組及び手順により行った。

1 想定するリスク

市民生活及び経済への影響にかんがみ、発生すれば甚大な被害が生じる地震(南海トラフ地震、直下型地震)、近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害及びこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

(1) 地震

南海トラフ地震

30年以内の発生確率が70%から80%(令和元年時点)と高くなっている南海トラフ地震については、宇治市では、死者約100人、全壊・焼失建物約8,000棟の大きな被害が生ずることが想定されている。

直下型地震

平成7(1995)年に発生した阪神・淡路大震災は、我が国で初めて都市を直撃した直下型地震であり、地震の規模は淡路島北部を震源としてマグニチュード7.3(兵庫県の一部では震度7、京都市中京区では震度5を観測)死者6,400余人、負傷者43,700余人に上る甚大な人的被害をもたらした。

京都府には、府域への影響が懸念される活断層が数多く分布している。宇治市では特に、市内で最大の被害発生が懸念される生駒断層帯地震では、死者約600人、全壊・焼失建物約10,000棟を超える甚大な被害が生ずると想定されている(京都府地震被害想定調査(2008)による)。

また、個別の断層について、国は「奈良盆地東縁断層帯」、「上町断層帯」及び「琵琶湖西岸断層帯(北部)」における地震の発生確率が相対的に高いと公表している(「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」(地震調査研究推進本部))。これらの断層を震源とする地震の発生により大きな被害を受ける可能性があるほか、主要な活断層の数及び発生確率から想定される被害規模が他の地域と比較して高い傾向にある。

(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

宇治市では、昭和 28 (1953) 年、台風 13 号にて笠取地区に甚大な被害、総雨量 214mm の降雨により宇治川両岸に溢水が発生し、人的被害は行方不明 1 名、家屋被害は全壊 89 件、流出 11 件、半壊 408 件、浸水 1,035 件、農地被害は流出埋没 120ha、冠水 706ha、公共土木被害では橋梁流出 36 ヶ所、堤防決壊 18 ヶ所、道路被害 61 ヶ所、鉄道不通 3 ヶ所、浸水日数は 25 日にも及んだ。

さらに、昭和 36 年 (1961) 年の第 2 室戸台風にて、宇治市内瞬間風速 40m/s の風により 69 名が負傷、全壊 156 件、半壊 691 件、一部損壊 4,564 件の家屋が被害を受け災害救助法が発動された。

また、平成 20 (2008) 年度から平成 30 (2018) 年度までの概ね 10 年間で次のとおり 4 度の大規模な水害が発生している。

平成 20 年 風水害 (6 月 20 日から同月 21 日まで)

梅雨前線停滞による大雨

雨量等：総雨量 130.5mm

時間最大 52.5mm

被害状況：床上浸水 8 件、床下浸水 189 件 (小倉、伊勢田、槇島他)

平成 21 年 風水害 (6 月 16 日)

梅雨前線停滞による大雨

雨量等：総雨量 87.5mm

時間最大 77mm

被害状況：床上浸水 27 件、床下浸水 256 件 (小倉、伊勢田、羽拍子他)

平成 24 年 京都府南部地域豪雨 (8 月 13 日から同月 14 日まで)

府南部で局地的な集中豪雨

雨量等：総雨量 311mm

時間最大 78.5mm

被害状況：死者 2 名

全壊 31 件、大規模半壊 7 件、半壊 162 件

床上浸水 779 件、床下浸水 1,296 件 (市内広範囲に被害)

平成 25 年 台風第 18 号 (9 月 15 日から同月 16 日まで)

府内のほぼ全域で総雨量 200mm 超の大雨

雨量等：総雨量 281mm

時間最大 33.5mm

被害状況：半壊 1 件

床上浸水 22 件、床下浸水 20 件

(木幡、宇治、炭山、西笠取、東笠取、菟道、五ヶ庄)

2 宇治市における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第 17 条第 3 項）。宇治市においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
.人命の保護が最大限に図られること .宇治市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
.宇治市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること .迅速な復旧復興に資すること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
		2-6	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-5	食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断される事態
		6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による宇治経済等への甚大な影響
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う体制等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の10の個別の施策分野と2つの横断的分野とする。

[個別施策分野]

- (1) 行政機能 / 警察・消防等
- (2) 住宅・都市 / 環境
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業構造 / 金融
- (7) 農林水産
- (8) 交通・物流
- (9) 国土保全 / 国土利用
- (10) 伝統・文化の保全

[横断的分野]

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策

2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

1で設定した12の施策分野毎の国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら12の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

これらの間には相互依存関係があることから、全庁を挙げて取り組むため、宇治市都市経営戦略推進本部において方針を決定し、それぞれの分野における施策の推進に取り組むこととする。

[個別施策分野]

- (1) 行政機能 / 警察・消防等

(防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策)

防災拠点施設における災害時の安心安全を確保するため、非構造部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策、代替施設の確保、設備等のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能の維持を着実に図る。

防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源を確保する。

被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、京都府警察との連携体制の強化を図るとともに、災害発生時に活動の拠点となる消防署の代替施設の確保と通信機能等の確保を図る。

(災害対策本部の運営強化等)

防災の総合的な計画である宇治市地域防災計画及び災害発生時における宇治市業務継続計画を社会環境等の変化に応じて見直す。

初動体制を充実・強化するとともに、十分な耐震性のない庁舎については耐震化を促進するほか、代替拠点を定めることも検討する。

(応援・受援体制の強化)

平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、連携・応援体制を構築する。

緊急消防援助隊の受援計画に基づき、資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や京都府、他市町村と平時から連携し、訓練の実施等によりその実効性を常に向上させる。

(京都府及び部局間の連携強化)

WebEOC(ネットを活用した防災情報の共有システム) を効率的に活用した訓練や災害対策本部会議訓練、京都府からの情報連絡員との訓練、救助・救出活動や物資搬送等の京都府と共同した防災訓練、京都府と共同した被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に京都府や部局間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。

(救助・救出活動の能力向上)

発災時、直ちに対応する消防職員の救助技能の向上のため、訓練施設を活用して実践的な訓練を反復実施し、常時、災害対応力を維持する。

正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、自治体、警察、消防と地元消防団、自治会等との連携を強化する。

広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の確保に努める。

装備資機材や備蓄物資等を計画的に確保し、市内での災害発生に備える。
孤立する可能性がある地域を事前に把握するとともに研修・教育等を積極的に実施し、市職員等の災害対応能力を向上させる。

(物資等の備蓄、供給対策)

「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき計画的な備蓄を進めるとともに、民間物流事業者との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。

(行政における業務継続体制の確立)

業務継続計画の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映することなどにより、業務継続体制の充実を図る。

(原子力災害対策の推進)

京都府作成の「原子力災害に係る広域避難要領」に基づき、原子力発電所近隣地域からの広域一時滞在が可能となるよう、京都府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組む。

住民の被ばくを低減するため、モニタリングの状況、飲料水・食料品の摂取制限、除染基準等の把握に努め、速やかな対応を行えるよう備える。

<重要業績指標>

- ・地震時に防災活動拠点となる施設（病院、学校、体育館等）の耐震化
(市有)全 195 棟中 98.5%(H27) 100%(R7)

(2) 住宅・都市 / 環境

(住宅の耐震化)

昭和 56 年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いが、市民の命を守ることが最優先との観点から、宇治市建築物耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月改定）に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅（減災化住宅）等、耐震化を一層促進する。

耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、京都府と連携して、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。

(多数の者が利用する建築物等の耐震化)

ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震性が不足していると診断された大規模

な建築物及び防災拠点施設について、宇治市建築物耐震改修促進計画等に基づいて、耐震化や天井板の改修等を計画的に促進する。

多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋りょうや高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、京都府と連携しながら、耐震対策を促進する。

(学校施設の耐震化)

学校施設は、児童・生徒等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、校舎等の構造体の耐震化に続いて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化も実施し、学校施設全体の耐震化を計画的・効率的に推進する。

(建築物、宅地等の応急危険度判定)

被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成講習会に参加するとともに、近畿府県及び他の市町村等と連携を図って開催される実地・連絡訓練、研修会に参加することにより、危険度判定を早急に実施できる体制づくりを目指す。

(室内の安全対策、火災発生防止対策の推進)

防災出前講座、ホームページやパンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知する。

災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)の設置義務の啓発を図り、火災発生の防止対策を進める。

(地震や火災に強いまちづくり等の推進)

大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替え、耐震性貯水槽や防火水槽の設置などを促進する。

大規模地震による市街地火災のリスクが高い密集した住宅地について、既存建築物の耐震化や建替えを促進する。また、本市は災害発生時に宇治川により東西に分断される可能性があり、災害時の避難場所や支援活動の拠点となる公園、道路等の整備については、地理的条件を考慮の上、京都府と連携し整備を推進する。また、一時避難場所としての役割を担う市民ニーズに対応した公園の整備に努めるとともに黄檗公園については防災拠点としての機能強化を図る必要から、計画的な再整備事業に取り組む。

倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

京都府が実施する大規模盛土造成地の調査及びマップの作成・公表につい

て、市民に情報共有できるよう連携する。

(ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)

早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。

ライフライン事業者は、必要となる人材の確保や資機材の配備、業務継続計画の確認を行い、業界を越えた応急復旧体制の強化を図る。

ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行う。

災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から訓練の実施等により、各ライフライン事業者間の連携を強化する。

(下水道施設の耐震化等)

災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道施設の整備促進及び耐震化並びに災害時に強い合併浄化槽の普及促進を着実に進める。

下水道事業については、業務継続計画(BCP)を平成26年度に策定し、運用している。今後も、必要に応じての改定並びに各種訓練を実施し、引き続き災害時の応急復旧体制の強化を図る。

下水道ストックマネジメント計画(令和元年度末策定予定)に基づき、下水道施設の計画的な点検・調査及び長寿命化も含めた改築等を実施し、施設全体の持続的な機能確保を図る。

(上水道施設の耐震化等)

上水道施設の耐震化を着実に推進するため、事業者・自治体間の連携により技術職員の育成やノウハウの共有を強化する。

上水道施設については耐震化を計画的に進めており、管路の耐震化についても更新に合わせて計画的に実施する。

(緊急輸送路等の確保・整備)

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路等について、橋梁等の個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)等を実施する。

電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、京都府と連携し無電柱化等を推進する。

防災拠点施設への迅速な緊急車両の通行を確保するため、対応が必要な路線の選定について京都府と協議を進め、沿道建築物の耐震化を計画的に推進する。

(被災者の生活対策)

避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築する。

避難所等において、備蓄する仮設トイレに加えてマンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できるマンホールトイレについて引き続き整備を行う。

(迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備)

大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、京都府の被災者生活再建支援システムの構築に協力する。

(生活と住居の再建支援)

被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、自主防災の組織化・活発化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動等、「共助」の推進に寄与する取組を促進する。

被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を整備する。

多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保する仕組の実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。

大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の啓発に努め、加入を促進する。

(帰宅困難者の安全確保)

観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保等、支援体制を整備し、その安全を確保する。

避難所やホテル・旅館の耐震化を進めるとともに、公的施設について避難所指定を促進する。

大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等に係る協定を公共交通事業者等と締結するなど、方策を検討する。

帰宅困難者が発生した時に、国、京都府と関係事業者が連携して、地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させる。あわせて、企業等に対しては従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、対策を促す。

京都府が実施する災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者の拡大に協力する。

(観光客の安全確保)

観光客の避難支援マニュアルの整備や避難施設等の情報の提供体制を構築するなど、災害時における観光客保護対策を促進する。

外国人観光客等に対して、わかりやすい日本語、多言語やピクトグラム等デザイン化された視覚情報による情報提供を行う。

(災害廃棄物処理)

市の事務である一般廃棄物の処理体制を維持するとともに、市災害廃棄物処理計画策定の検討を進める。

< 重要業績指標 >

- ・ (再掲) 地震時に防災活動拠点となる施設 (病院、学校、体育館等) の耐震化
(市有) 全 195 棟中 98.5%(H27) 100%(R7)
- ・ 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化
(市有) 図書館、集会所等 全 168 棟中 83.3%(H27) 100%(R7)
- ・ 住宅の耐震化 86.1%(H27) 95%(R7)
- ・ 長寿命化実施橋梁数 6 橋(H30) 15 橋(R5)
- ・ 長寿命化実施トンネル数 0 箇所(H30) 3 箇所(R5)
- ・ 上水道の耐震化率 浄水施設の耐震化率 0%(H22) 74%(R1)
配水池の耐震化率 6.7%(H22) 38%(R1)
基幹管路の耐震適合率 18.6%(H22) 24%(R1)
- ・ 汚水処理人口普及率 96%(H30) 99%(R5)
- ・ 重要下水管渠における地震対策実施率 37%(H30) 40%(R6)

[主な事業箇所]

- ・ 宇治市公共下水道東宇治処理区未整備地域
- ・ 木津川流域関連宇治市公共下水道洛南処理区未整備地域

(3) 保健医療・福祉

(医療・福祉施設の耐震化等)

災害拠点病院をはじめ、医療施設・社会福祉施設等は、24 時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、建築物・設備の耐震化及び設備のバックアップの確保を早急に図る。

天井崩壊防止対策、消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) の平成 19 年 6 月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、医療・福祉施設等の安全性を確保していく。

(災害時の医療・救護体制の整備)

適切な医療救護活動を実施するために、引き続き、京都府 (保健所) を中

心とし、災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施し、災害時の医療に係る支援体制の構築を図る。

ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、緊急離着陸場所（ランデブーポイント）の整備強化を図る。

災害用医薬品について、必要数の把握に努めるとともに、京都府と連携し、必要数が確保できる体制を構築する。

原子力災害医療体制の強化を図るとともに、国、京都府と連携し市民を守る体制を整備する。

（ 感染症のまん延防止 ）

災害発生時には、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により、感染症等の発生が懸念されるため、保健衛生上の防疫措置及び消毒等を迅速に実施できる体制を構築するとともに、平時から予防接種を促進するなど、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。

（ 特別な配慮が必要な人への支援 ）

災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、個別避難計画の策定等、要配慮者支援の取組を進める。避難所生活における介助者の確保についても検討していく。

自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。

< 重要業績指標 >

- ・災害時の要配慮者が利用する建築物の耐震化
(市有)社会福祉施設、保育所等 全20棟中 100%(H27)

(4) エネルギー

（ エネルギー供給の多様化 ）

温室効果ガスの排出抑制のみならず、市民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。また、発電が不安定な再生可能エネルギーを補完するため、蓄電池や天然ガスコージェネレーション、燃料電池と組み合わせた普及を図る。

大規模災害等の気候変動による影響が深刻化する中、災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備とEMSや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等）の導入促進を図る。

(5) 情報通信

(市民への通信手段の確保)

防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの二重化等、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。

携帯情報端末等を活用し、多言語で観光防災情報を提供する。

安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi環境を避難所等に整備する。

(災害危険情報の収集・伝達体制の確立)

WebEOC(ネットを活用した防災情報の共有システム) を効率的に活用した訓練を実施する。

住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、周知・啓発を行う。

緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)をはじめ、地上デジタル放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を用い、災害危険情報の迅速・的確な把握や市民への情報共有を推進する。

京都府との情報伝達体制を強化することにより、市民への迅速な情報提供を行う。

(6) 産業構造 / 金融

(B C Pの推進による宇治全体の活力の維持)

地元金融機関による連携型BCPを推進し、金融サービス機能が停止しないよう地元金融機関の連携体制の強化を促進する。

企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化を促進する。

(地域産業の活力維持)

復興に係る対策本部の設置手順の構築やマニュアルの作成等、ボランティア、NPO等の地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう準備を進める。

(観光業や農林水産業の風評被害対策)

正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、市内産農林産物の販売促進等により、災害発生後の風評被害を防ぐため、京都府と連携して取り組む。

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路等について、橋梁等の個別施設計画に基づく長寿命化（耐震化を含む）等を着実に実施するとともに、国や京都府等と連携を図りながら、市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、無電柱化等を推進していく。

(ライフライン施設の整備)

企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、上・下水道施設の耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行うとともに、行政・事業者間で連携しながら効果的な復旧方策について検討する。

< 重要業績指標 >

・ (再掲) 長寿命化実施橋梁数	6 橋(H30)	15 橋(R5)		
・ (再掲) 長寿命化実施トンネル数	0 箇所(H30)	3 箇所(R5)		
・ (再掲) 上水道の耐震化率	浄水施設の耐震化率	0%(H22)	74%(R1)	
	配水池の耐震化率	6.7%(H22)	38%(R1)	
	基幹管路の耐震適合率	18.6%(H22)	24%(R1)	

(7) 農林水産

(農地・農業用施設の防災対策)

ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行い必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する。

防災重点ため池：決壊した場合に人家や病院、学校等の公共施設等に影響を与えるおそれがあるため池

農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民や都市住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する。

(市場機能の確保)

流通量の多い重要な地域拠点となりうる地方卸売市場については、当該施設の耐震診断と機能保全のための調査・計画に基づいた整備を支援する。

(資材の供給体制の整備)

農林水産業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送路、農道・林道等の確保・整備を京都府と連携し推進する。

(森林の整備・保全)

造林・間伐・森林整備を効果的に実施することにより、災害時における土石、土砂の流出や表層崩壊など山地災害防止に向けた取り組みを進める。

(農林水産物の風評被害防止)

正しい情報の迅速・的確な提供、府内産農林水産物の放射性物質検査等により災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

< 重要業績指標 >

・ 防災重点ため池のハザードマップ作成	0%(H25)	100%(R3)
・ 間伐実施面積	19.4ha(H30)	20.0ha(R2)
・ 林道施設個別計画にかかるトンネル・橋梁の点検(全 12 箇所中)	8.3%(H25)	100.0%(R3)

(8) 交通・物流

(道路等の整備・耐震化)

基幹道路の拡幅・耐震補強等、道路や鉄道等の安全性を確保し、地震に強い交通ネットワークを京都府と連携する中で整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。

(災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保)

災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、緊急輸送道路等の橋梁等の個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)、無電柱化及び法面对策、重要な道路を守るための治水、土石流等の対策を京都府と連携し推進する。

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路等について、橋梁等の個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)等を着実に実施するとともに、国や京都府等と連携を図りながら、市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、無電柱化等を推進していく。

医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、放置車両の撤去に係る警察と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する。

災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、京滋バイパスをはじめとした高速道路等や直轄国道の整備促進を図る。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、主要幹線道路の整備を京都府道路整備プログラムに基づき、京都府と連携し進める。

災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備や重要な道路を守るための治水、土石流等の対策を京都府と連携し推進する。

< 重要業績指標 >

- ・（再掲）長寿命化実施橋梁数 6 橋(H30) 15 橋(R5)
- ・（再掲）長寿命化実施トンネル数 0 箇所(H30) 3 箇所(R5)
- ・（再掲）林道施設個別計画にかかるトンネル・橋梁の点検（全 12 箇所中）
8.3%(H25) 100.0%(R3)

[主な事業箇所]

- ・滝ヶ谷森線夕波橋等
- ・黄檗山手線黄檗トンネル等
- ・市道菟道志津川線拡幅
- ・市道宇治五ヶ庄線拡幅
- ・市道 228 号線無電柱化 等

(9) 国土保全 / 国土利用

(安全・安心を実現する国土利用)

災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限する。また、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等については、災害時でも機能するように必要な措置を講じた整備を促進する。

(総合的な治水対策)

平成 24 年 8 月の京都府南部地域豪雨や平成 25 年の台風第 18 号等による大規模な浸水被害をはじめ、近年、気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生していることから、国、京都府と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、河川下水道対策（流す対策）、雨水貯留浸透対策（貯める対策）、浸水被害軽減対策（備える対策）による総合的治水対策を一層推進する。

河川については河道の掘削や築堤、下水道については雨水貯留施設の整備等のハード対策を着実に推進する。

公園や校庭等を利用した貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、農地・農業用施設における治水対策に貢献する整備や地域の取組への支援、森林の雨水貯留浸透機能の確保、土地の遊水機能の維持に努める。

公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な

操作、ため池の決壊の防止等の対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水・ため池ハザードマップを作成し、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行う。

(河川、下水道等施設の整備・耐震化)

淀川水系宇治川及び府管理の9つの一級河川について、国や京都府が策定した河川整備計画に基づく、施設整備を国・京都府と協力し進める。

河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事等の治水対策を進めてきたが、未だ整備途上であるため、近年浸水被害を受けた河川及び京都府等と連携して整備を進める河川の改修を重点的に実施し、一層の治水対策の強化を図る。

下水道施設の雨水対策については、公共下水道雨水排除計画に基づき雨水貯留施設等の整備を促進することにより浸水被害の軽減を図る。また、住宅等に雨水貯留タンクを設置して、府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組である「マイクロ呑龍1万基構想」を京都府と連携しながら進めることにより、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る。

(洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策)

ハザードマップの更新をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

(総合的な土砂災害対策)

砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、ハード整備の着実な推進にあわせて、京都府とも連携しながら、土砂災害警戒区域等を示したハザードマップや、土砂災害警戒情報に基づく避難情報等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(土砂災害に備えたハード整備)

広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備の推進について、国や京都府に緊急性の高いものから着実に整備が進むよう要望する。

(緊急避難場所・避難所の整備等)

災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所を整備・指定するとともに周知を図る。

原子力災害時の避難において円滑な受け入れが可能となるよう、避難所の

運営体制等を避難元関係団体と調整・整備する。

(地籍調査の推進)

被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を積極的に推進する。

< 重要業績指標 >

- ・ 下水道による都市浸水対策達成率 (全 2417ha 中) 32%(H30 年度末) 44%(R6 年度末)
- ・ (再掲) 防災重点ため池のハザードマップ作成 0%(H25) 100%(R3)

[主な事業箇所]

- ・ 公共下水道雨水施設整備事業 (槇島町目川地区、小倉町堀池地区、西大久保小学校)

(10) 伝統・文化の保全

(文化財の保護・保全)

文化財所有者等は、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策を進め、市は、市内にある国、府及び市町村が指定等した文化財の情報が掲載されている「京都府文化財データベース(京都府文化財総合目録)」を活用した実践的な消防訓練等防災対策を推進する。

宇治市及び文化財所有者等は、復興に当たって、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、宇治の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に努める。

(文化財建造物等の耐震化)

文化財建造物や伝統的な建物等は社寺や町並みを構成する建物が多く、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策を促進する。

(文化財の防火対策)

市及び文化財所有者等は、自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備を進め、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう定期的に訓練や懇談会を実施し、文化財関係者の防火意識の高揚に努める。また、火災発生時における近隣の協力体制として、文化財まもり隊の構築を推進する。

[横断的分野]

(1) リスクコミュニケーション

(災害危険情報の提供)

市民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとられるよう、ハザードマップ等の周知を図る。

(市民に対する教育・訓練)

宇治市全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して市民に正しい防災知識の普及を図る。

将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。

市民等が参加した実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。

(地域の「つながり」の強化)

救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。

(外国籍市民等への災害時支援等)

多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、防災訓練を実施することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、外国籍市民や京都府、関係団体と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍市民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する。

(自主防災組織の活動促進)

地域防災活動に取り組む自主防災組織等が行う地域の防災マップ作成や防災訓練等を促進するとともに、自主防災リーダーの育成に取り組む。

(消防団の活性化)

消防学校による消防団員の教育訓練や大学生の取組支援、消防団員OBの活用等、消防団が活発に活動する地域づくりを進めるとともに、実践的な訓練を取り入れ消防団の機能強化を図る。

(NPO・ボランティアとの連携強化)

宇治市災害ボランティアセンターは常設型であることから、災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から災害ボランティアセンターとの連携を図る。

災害時に各地から集まるNPOやボランティアの受入れ、適材適所への配置や、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるよう、平時から災害ボランティアセンターとの連携を図る。

(迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等)

災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保する。

< 重要業績指標 >

- ・ 自主防災組織の組織率 73.1%(H30 末) 82.0%(R3)
- ・ 消防団員の充足率(定員 393 人) 93.9%(H30) 100%(R6)

(2) 老朽化対策

(安全・安心に係る社会資本の適正な維持・更新)

市民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策に合わせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、公共施設等総合管理計画に基づく計画的かつ戦略的な施設管理や耐震性の維持・向上等をより一層推進する。また、各施設等の機能を維持するため、日常的には適切な維持管理を行う。

アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進するとともに、今後急増するインフラ補修に対応するため、京都府ならびに大学等教育機関とも連携を図る。

市民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保する。

下水道ストックマネジメント計画(令和元年度末策定予定)に基づき、下水道施設の計画的な点検・調査及び長寿命化も含めた改築等を実施し、施設全体の持続的な機能確保を図る。

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、5年を基本とするが必要に応じて見直しを行うものとする。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を部局横断的に構築してPDCAサイクルを実践し、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、国、京都府、防災関係機関、市民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働していく。

2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで、市が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、37の「起きてはならない最悪の事態」の中から市として特に回避すべき12の事態を以下のとおり選定した。

この特に回避すべき事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

事前に備えるべき目標		特に回避すべき起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-6	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断される事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	風評被害等による宇治経済等への甚大な影響

(別紙)「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1 - 1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

住宅の耐震化率は、86%(平成27年度末)であり、一定の進捗がみられる。しかしながら、市民の命を守ることが最優先との観点から、宇治市建築物耐震改修促進計画(平成29年3月改定)に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅(減災化住宅)等、耐震化を一層促進する必要がある。

学校、社会福祉施設、社会体育施設等の公的な施設について、避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き、耐震基準を維持する必要がある。

ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。

多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋りょうや高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、京都府と連携しながら、耐震対策を促進する。

市営住宅については、これまで必要な耐震改修を実施してきており、現時点で耐震に問題はないが、公営住宅等長寿命化計画により適切な管理に努め、安全性経年劣化等を見定めていく。

(地震や火災に強いまちづくり等の推進)

大規模地震による市街地火災のリスクの高い密集した住宅地について、既存建築物の耐震化や建替え、耐震性貯水槽や防火水槽の設置などを促進する必要がある。また、本市域は宇治川により東西に分断される可能性があり、災害時の避難場所や支援活動の拠点となる公園、道路等の整備については、地理的条件を考慮の上、京都府と連携し市街地の整備を推進する必要がある。また、一時避難場所としての役割を担う市民ニーズに対応した公園の整備に努める。さらに、黄檗公園については防災拠点としての機能強化を図る必要から、計画的な再整備事業に取り組む。

倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める必要がある。

(被災建築物の危険度判定)

地震発生後の二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を速やかに実施できるよう、京都府に設置されている協議会を通じ、近畿府県や判定の実施主体となる他の市町村等と連携を図っているところであるが、甚大な地震被害を想定し、体制の充実・強化を図る必要がある。

大規模盛土造成地について、調査を行い、マップを作成して公表し、市民に情報共有を図る。

(火災発生の防止対策)

災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を市民に啓発する必要がある。

(国、府、市町村連携による防災対策)

必要に応じて、京都府に、国、府、市町村等で構成する協議会の設置を求め、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。

<指標：現状値>

- ・地震時に防災活動拠点となる施設（病院、学校、体育館等）の耐震化率
（民有） 83.3%(H27)
（市有） 98.5%(H27)
- ・不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率
（民有）劇場、物販店舗、運動施設等 92.3%(H27)
（市有）図書館、集会所等 83.3%(H27)
- ・災害時の要配慮者が利用する建築物の耐震化率
（民有）社会福祉施設、児童福祉施設、幼稚園等 84.4%(H27)
（市有）社会福祉施設、保育所等 100%(H27)
- ・住宅の耐震化率 86.1%(H27)
- ・公立幼稚園・小・中学校の耐震化率 100%

1 - 2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(不特定多数の者が利用する施設の耐震化等)

学校、社会福祉施設、社会体育施設等の公的な施設について、避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き、耐震基準を維持する必要がある。(再掲)

ホテルや旅館等の多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。(再掲)

多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋りょうや高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、京都府と連携しながら、耐震対策を促進する。(再掲)

宇治市建築物耐震改修促進計画の目標である、令和7年度までに公共施設の耐震化率100%の達成に向けた取り組みを進める必要がある。

防災拠点施設や災害拠点病院等の耐震化を計画的に進め、耐震改修促進法に規定する要安全確認計画記載建築物について、耐震状況を公表するとともに、天井崩壊防止対策、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、安全性を確保していく必要がある。また、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の平成19年6月改正により義務付けられたスプリンクラー設備の技術基準の指導をしていく必要がある。

(火災発生の防止対策)

災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を市民に啓発する必要がある。

(再掲)

<指標：現状値>

- ・(再掲)地震時に防災活動拠点となる施設(病院、学校、体育館等)の耐震化率
(民有) 83.3%(H27)
(市有) 98.5%(H27)
- ・(再掲)不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率
(民有)劇場、物販店舗、運動施設等 92.3%(H27)
(市有)図書館、集会所等 83.3%(H27)
- ・(再掲)災害時の要配慮者が利用する建築物の耐震化率
(民有)社会福祉施設、児童福祉施設、幼稚園等 84.4%(H27)
(市有)社会福祉施設、保育所等 100%(H27)

1 - 3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(総合的な治水対策の推進)

宇治市では、平成24年8月13日、14日の京都府南部地域豪雨や平成25年9月の台風第18号の豪雨等により大規模な浸水被害が発生したことから、河川については河道の掘削や築堤、下水道については雨水貯留施設の整備等のハード対策を一体となつて着実に進める必要がある。また、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行うことにより、計画規模を超える豪雨等にも対処できる総合的な治水対策を国、京都府と連携しながら一層推進する必要がある。

(河川、下水道等施設の整備推進)

淀川水系宇治川及び府管理の9つの一級河川について、国や京都府が策定した河川整備計画に基づく、施設整備を国・京都府と協力し進める。

河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事等の治水対策を進めてきたが、未だ整備途上であり、近年浸水被害を受けた河川及び京都府等と連携して整備を行う河川の改修等の対策を重点的に実施し、一層の治水対策の強化を図る必要がある。

京都府の「マイクロ呑龍1万基構想」と連携を図りながら、住宅への雨水貯留タンクの設置を進め、市民総ぐるみで雨水を貯めることにより、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る。また、下水道施設の雨水対策については、排水機場の整備や改築更新に取り組むとともに、平成23年度に策定した公共下水道雨水排除計画に基づき、国や京都府と連携を図りながら、雨水貯留施設や排水路施設等の整備を計画的に行う。

(河川、下水道施設等の整備、維持管理等)

河川堤防、樋門・樋管等の河川管理施設及び排水機場等の下水道施設について、適切な管理に努め、異常豪雨時等にもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(農業用水利施設の防災対策)

農業用施設の機能が発揮できるように維持管理を実施し、信頼性、安全性を確保する。また、ため池の決壊による被害防止を図るとともに、ため池ハザードマップを作成し、ため池決壊時の浸水想定や円滑な避難を確保する必要がある。

(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

ハザードマップの更新をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

(国、府、市町村連携による防災対策)

必要に応じて、京都府に、国、府、市町村等で構成する協議会の設置を求め、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。(再掲)

<指標：現状値>

- ・下水道による都市浸水対策達成率 32%(H30)
- ・調査を要する防災重点ため池の調査 100%(1箇所)(H25)
防災重点ため池：決壊した場合に人家や病院、学校等公共施設等に影響を与えるおそれがあるため池
- ・防災重点ため池のハザードマップ作成 0%(H25)
- ・宇治市地域防災計画に位置付けられた地下施設のうち、避難確保計画及び浸水防止計画を作成した地下施設の割合 100%(H30末)
- ・洪水ハザードマップ作成・公表済

1 - 4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(総合的な土砂災害対策の推進)

砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策だけでは多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、ハード整備の着実な推進にあわせて、京都府とも連携しながら、土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせる総合的な対策を推進する必要がある。

(土砂災害対策のハード整備)

広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備の推進について国や京都府に要望していく。

(砂防施設等の維持管理等)

砂防えん堤等の砂防関係施設における、アセットマネジメントによる適切な管理や、異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築の推進について、国や京都府に要望していく。

(災害に強い森林づくり)

造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、災害時における土石、土砂の流出や表層崩壊など山地災害の防止を図る必要がある。

(国、府、市町村連携による防災対策)

必要に応じて、京都府に、国、府、市町村等で構成する協議会の設置を求め、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う必要がある。(再掲)

<指標：現状値>

・間伐実施面積 19.4ha(H30)

1 - 5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害に強い情報通信基盤の整備)

住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、周知・啓発を行う必要がある。

防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの二重化等、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。

(災害時の通信サービスの確保等)

発電機や予備蓄電池の設置、移動電源車の配備等、電源確保を促進するとともに、災害用伝言板サービスの利用等により市民等への情報伝達の強化を促進する必要がある。

災害の発生の防御や被害拡大の防止等を図るため、コミュニティ・エフエム等の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく協定締結報道機関に放送(報道)要請を行う必要がある。

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

京都府と連携し、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(関係機関等による情報連絡体制の整備)

緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通

信設備の維持・更新を図る必要がある。

(外国籍市民等への災害時支援等)

外国籍市民と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍市民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2 - 1 被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(緊急物資備蓄の促進)

必要量を確保できる備蓄倉庫を整備し計画的な備蓄を進めるとともに、市民や企業に対しては、3日分(可能であれば1週間分)の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。

応急給水の確保・体制を強化する必要がある。

(避難所への支援物資の適切な輸配送)

物資の確保・調達及び輸配送について京都府と連携を図る必要がある。

(緊急輸送路等の整備、維持管理等)

放置車両の撤去に係る警察と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を京都府と連携し確保する必要がある。

救急救援活動等に必要の避難路等について、橋梁等の個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)や無電柱化、沿道の建築物の耐震化等を京都府と連携し実施する必要がある。

災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、京滋バイパスをはじめとした高速道路や直轄国道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、主要幹線道路の整備を京都府道路整備プログラムに基づき、京都府と連携し進める必要がある。

物流機能を維持するため、緊急輸送道路等の橋梁、トンネル等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を京都府と連携し進めていく必要がある。

災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等のために必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があることから、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。

(災害復旧に係る協力体制の強化)

関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

(避難所の体制確保)

避難所の運営体制を整備するとともに、学校や地元自治会等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。

避難所にWi-Fi設備や太陽光発電等をさらに整備するとともに、飲料水、電気、ガス、通信等が確保できる体制を整備する必要がある。

<指標：現状値>

- ・長寿命化実施橋梁数 6橋(H30)
- ・長寿命化実施トンネル数 0箇所(H30)

2 - 2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立可能性地域の災害対応体制の整備)

孤立集落の発生に備え、通信手段の確保、救出・救助資機材、車両の整備、救出・救助訓練の実施等、対応能力の向上を図る必要がある。

(集落の孤立を防止するための道路ネットワークの整備等)

災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物流等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備や重要な道路を守るための治水、土石流等の対策を京都府と連携し推進する必要がある。

台風や集中豪雨等の大規模な災害の発生による孤立集落の多発や長期化等の可能性に備えて、雨量規制区間の代替等複数のルートを確認するため、多様な主体が管理する道路を把握し、活用を図るとともに、京都府や関係市町村とも連携してこれらの道路の整備を推進する必要がある。

孤立した集落への救援ルートとなる道路の啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。

(孤立集落支援ルートの整備、維持管理等)

孤立した集落への救援ルート上にある橋梁、トンネル等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、災害発生直後でもこれらストックの機能が確実に発揮されるよう、個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を京都府と連携し進めていく必要がある。

(救助体制の強化)

緊急消防援助隊の受援計画に基づき、資機材や物資等を確保するとともに、関係各機関や京都府、他市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の確保に努める必要がある。

< 指標：現状値 >

- ・重点備蓄品目充足率（京都府＋宇治市）飲料水 100%、毛布 100%(H30)
- ・（再掲）長寿命化実施橋梁数 6 橋(H30)
- ・（再掲）長寿命化実施トンネル数 0 箇所(H30)
- ・（再掲）林道施設個別計画にかかるトンネル・橋梁の点検（全 12 箇所中） 8.3%(H25)

2 - 3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（救助体制の強化）

緊急消防援助隊の受援計画に基づき、資機材や物資等を確保するとともに、関係各機関や京都府、他市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。（再掲）

発災時、直ちに対応する消防職員の救助技能の向上のため、訓練施設を活用して実践的な訓練を反復実施し、常時、災害対応力を維持する必要がある。

広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の確保に努める必要がある。（再掲）

（災害時に備えた資機材整備）

消防の災害対応力強化のため、装備資機材や情報通信基盤の計画的な整備が必要である。

（消防人材の確保・育成）

消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練、救助等専門チームの設置等によりその機能強化を図り、消防団が発災に活動する地域づくりを推進する必要がある。

（地域防災力の充実・強化）

市民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある

地域毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

指導者向けに、防災教育を含む学校安全研修等を継続して実施するなど、教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。

災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所を整備・指定するとともに周知を図る必要がある。

市災害ボランティアセンター機能を強化・充実するとともに、自主防災リーダーや

災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。

<指標：現状値>

- ・ 自主防災組織の組織率 73.1%(H30 末)
- ・ (再掲)地震時に防災活動拠点となる施設(病院、学校、体育館等)の耐震化率
 - (民有) 83.3%(H27)
 - (市有) 98.5%(H27)

2 - 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急輸送路の確保)

橋梁等の個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)、放置車両の撤去に係る警察と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を京都府と連携し確保する必要がある。

(緊急輸送道路の整備、維持管理等)

緊急輸送道路等の橋梁、トンネル等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を京都府と連携し進めていく必要がある。

<指標：現状値>

- ・ (再掲)長寿命化実施橋梁数 6 橋(H30)
- ・ (再掲)長寿命化実施トンネル数 0 箇所(H30)

2 - 5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足

(一時避難所の確保)

避難所やホテル・旅館の耐震化を進める必要がある。あわせて、公的施設について避難所指定を促進する必要がある。

(帰宅困難者対策)

市町村、関係事業者と警察、消防等の実動組織が連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進し、円滑な支援対策を行うとともに、企業等に対しては従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す必要がある。

(観光客対策)

観光客の避難支援マニュアルの整備や避難施設等の情報提供体制を構築するなど、災害時における観光客保護対策を促進する必要がある。

外国人観光客に対しては、わかりやすい日本語や多言語による情報提供を行う必要がある。

(鉄道不通時の代替輸送手段の確保等)

大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等について公共交通事業者等と協定を締結するなど、方策を検討する必要がある。

<指標：現状値>

- ・(再掲)地震時に防災活動拠点となる施設(病院、学校、体育館等)の耐震化率
(民有) 83.3%(H27)
(市有) 98.5%(H27)

2 - 6 医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(特別な配慮が必要な人への支援)

高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるなど、協力体制を確立する必要がある。

(災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める必要がある。また、緊急輸送道路等の橋梁等の個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)、無電柱化及び法面对策、重要な交通施設を守るための治水、土石流等の対策を京都府と連携し推進する必要がある。

医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制の強化や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、放置車両の撤去に係る警察と道路管理者との連携を促進するなど、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。

<指標：現状値>

- ・(再掲)災害時の要配慮者が利用する建築物の耐震化率
(民有)社会福祉施設、児童福祉施設、幼稚園等 84.4%(H27)
(市有)社会福祉施設、保育所等 100%(H27)
- ・(再掲)長寿命化実施橋梁数 6橋(H30)
- ・(再掲)長寿命化実施トンネル数 0箇所(H30)

2 - 7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(被災地・避難所の衛生管理)

京都府が作成した避難所における食品衛生確保ガイドラインの活用や、断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等、衛生環境の維持体制の構築をする必要がある。

避難所等において、備蓄する仮設トイレに加えてマンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できるよう整備を進める必要がある。

感染症のまん延防止のため、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備

する体制の構築を図る必要がある。

被災者等の健康管理やメンタルケアの充実を図る必要がある。

(防疫対策)

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。

(下水道施設の耐震化等)

災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を着実に進める必要がある。

老朽化した単独浄化槽及び汲み取り便槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

<指標：現状値>

・重要下水管渠における地震対策実施率（公共下水道） 37%(H30)

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3 - 1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(警察機能の維持対策等)

被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、京都府警察との連携体制の強化を図る必要がある。

3 - 2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

市の防災拠点施設（庁舎や避難所等）の耐震化及び災害時の電源確保を計画的に推進する必要がある。

(災害対策活動の初動体制の整備)

災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、実践的な災害対応訓練や研修の実施、緊急参集体制の整備・強化、マニュアルの見直しや改善をする必要がある。

(業務継続体制の整備)

実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高めるとともに、緊急参集体制を強化する必要がある。

業務継続計画の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制を確立する必要がある。

(災害情報の収集体制の強化)

被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。

<指標：現状値>

- ・（再掲）地震時に防災活動拠点となる施設（病院、学校、体育館等）の耐震化率
（民有） 83.3%(H27)
（市有） 98.5%(H27)
- ・宇治市業務継続計画策定済

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4 - 1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（災害に強い情報通信基盤の整備）

防災拠点・重要拠点のネットワークの二重化や防災行政無線のデジタル化整備等により、災害時の通信を確保する必要がある。

（災害情報を迅速・的確に把握するシステムの整備）

災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、スマートフォンやタブレット端末等を活用し、現場から災害情報を迅速に収集する必要がある。

（防災拠点施設等における電源の確保）

防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。

4 - 2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（市民への情報伝達）

京都府の防災・防犯情報メール、地上デジタル放送や携帯情報端末を活用した情報伝達体制を確立し、訓練を実施する必要がある。

全国瞬時警報システムや防災行政無線、広報車の活用等による警報伝達体制を拡充する必要がある。

市民が自らの確かな避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある。

（二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立）

京都府と連携し、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。（再掲）

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5 - 1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

（企業等における業務継続体制の確立）

企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を促進

する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

緊急輸送道路等の橋梁、トンネル等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を京都府と連携し進めていく必要がある。(再掲)

市内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やこれを補完する道路を京都府と連携し整備する必要がある。

<指標：現状値>

- ・(再掲)長寿命化実施橋梁数 6橋(H30)
- ・(再掲)長寿命化実施トンネル数 0箇所(H30)

5 - 2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

ライフラインの耐震化を促進するとともに、業務継続計画(BCP)の見直しと検証並びに実践的な防災訓練を促す必要がある。

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

緊急輸送道路等の橋梁、トンネル等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を京都府と連携し進めていく必要がある。(再掲)

5 - 3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(救助体制の強化)

緊急消防援助隊の受援計画に基づき、資機材や物資等を確保するとともに、関係各機関や京都府、他市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

5 - 4 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(連携型BCPの確立)

地元金融機関による連携型BCPを確立させ、金融サービスが機能停止しないよう地元金融機関の連携体制の強化を促進する必要がある。

5 - 5 食料等の安定供給の停滞

(流通関係事業者等による連携・協力体制の拡大)

災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る流通関係事業者、行政等による連携・協力体制を拡大・定着さ

せる必要がある。

(緊急輸送路等の整備、維持管理等)

放置車両の撤去に係る警察と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。(再掲)

(市場機能の確保)

流通量の多い重要な地域拠点となりうる地方卸売市場については、当該施設の耐震診断と機能保全のための調査・計画に基づいた整備を支援する必要がある。

(資材の供給体制の整備)

農林水産業者の早期経営再建に向け、資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送路、農道・林道等の確保・整備を京都府と連携し推進する必要がある。

<指標：現状値>

- ・(再掲)林道施設個別計画にかかるトンネル・橋梁の点検(全12箇所中) 8.3%(H25)

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6 - 1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

ライフラインの耐震化を促進するとともに、業務継続計画(BCP)の見直しと検証並びに実践的な防災訓練を促す必要がある。(再掲)

災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

6 - 2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(上水道施設の耐震化)

上水道の機能確保を図るため、浄水施設や配水池並びに基幹管路等の耐震化を進める必要がある。

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

上水道施設の耐震化を促進するとともに業務継続計画(BCP)の見直しと検証並びに実践的な防災訓練を実施する必要がある。(再掲)

<指標：現状値>

- ・上水道の耐震化率
浄水施設の耐震化率 0%(H22)
配水池の耐震化率 6.7%(H22)
基幹管路の耐震適合率 18.6%(H22)

6 - 3 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化、BCPの改定・運用等)

汚水処理機能を確保するため、下水道施設の整備促進及び耐震化を進めるとともに、老朽化施設の改築・更新や非常時の電源確保等を推進していく必要がある。

下水道事業業務継続計画(BCP)の必要に応じた改定並びに実践的な災害対応訓練等を実施し、災害時の体制を構築する必要がある。

浄化槽について、老朽化した単独浄化槽及び汲み取り便槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

<指標：現状値>

- ・汚水処理人口普及率 96.3%(H30)
- ・(再掲)重要下水管渠における地震対策実施率 37%(H30)

6 - 4 地域交通ネットワークが分断される事態

(輸送ルート確保の強化)

災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等のためのルートを実際に早期に確保し、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図るなど整備を進める必要がある。さらに、緊急輸送道路等の橋梁等の個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)、無電柱化及び法面对策、重要な交通施設を守るための治水、土石流等の対策を京都府と連携し推進する必要がある。

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との連携体制を維持する必要がある。

(鉄道施設の耐震化)

多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋りょうや高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、京都府と連携しながら、耐震対策を促進する。(再掲)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

緊急輸送道路等の橋梁、トンネル等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を京都府と連携し進めていく必要がある。(再掲)

<指標：現状値>

- ・(再掲)長寿命化実施橋梁数 6橋(H30)
- ・(再掲)長寿命化実施トンネル数 0箇所(H30)

6 - 5 異常湧水等による用水の供給の途絶

(上水道施設の耐震化)

限られた水資源を有効に活用する観点から、京都府営水道広域水運用による受水及び京都市と相互に融通しあう体制を基本とし、機能維持のため、浄水施設や配水池並びに基幹管路等の耐震化を進める必要がある。

< 指標：現状値 >

・ (再掲) 上水道の耐震化率	浄水施設の耐震化率	0%(H22)
	配水池の耐震化率	6.7%(H22)
	基幹管路の耐震適合率	18.6%(H22)

7 制御不能な二次災害を発生させない

7 - 1 市街地での大規模火災の発生

(密集市街地対策)

大規模地震による市街地火災のリスクの高い密集した住宅地について、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、本市域は宇治川により東西に分断される可能性があり、災害時の避難場所や支援活動の拠点となる公園、道路等の整備については、地理的条件を考慮の上、京都府と連携し市街地の面的な整備を推進する必要がある。また、一時避難場所としての役割を担う市民ニーズに対応した公園の整備に努める。さらに、黄檗公園については防災拠点としての機能強化を図る必要から、計画的な再整備事業に取り組む。(再掲)

密集した住宅地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める必要がある。(再掲)

(火災発生の防止対策)

災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を市民に啓発する必要がある。(再掲)

(救助体制の強化のための耐震化)

消火活動、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁等の個別施設計画に基づく長寿命化(耐震化を含む)や無電柱化等を京都府と連携し実施する必要がある。(再掲)

(文化財の防火対策)

文化財所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練等を実施する必要がある。

市は、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援をする必要がある。

< 指標：現状値 >

- ・（再掲）地震時に防災活動拠点となる施設（病院、学校、体育館等）の耐震化率
 （民有） 83.3%(H27)
 （市有） 98.5%(H27)
- ・（再掲）災害時の要配慮者が利用する建築物の耐震化率
 （民有）社会福祉施設、児童福祉施設、幼稚園等 84.4%(H27)
 （市有）社会福祉施設、保育所等 100%(H27)
- ・（再掲）住宅の耐震化率 86.1%(H27)
- ・（再掲）公立幼稚園・小・中学校の耐震化 100%

7 - 2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化等）

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する必要がある。（再掲）

電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、京都府と連携し無電柱化等を推進していく必要がある。

<指標：現状値>

- ・（再掲）住宅の耐震化率 86.1%(H27)

7 - 3 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（関係機関の連携強化と避難体制の強化）

平成 25 年台風第 18 号の教訓を踏まえ、国、京都府、市町村等、関係機関との一層の連携強化と市民への情報提供、避難体制の強化を図る必要がある。

（危険情報の収集・提供体制の確立）

土砂災害、地すべり、重要施設の耐震化・液状化・排水等に係るハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進するとともに、河川堤防、道路・橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

（ため池の防災対策）

ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する必要がある。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する必要がある。

（河川管理施設等の整備、維持管理等）

河川堤防、樋門・樋管等の河川管理施設について、適切な管理に努め、異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的な修繕や改築工事を進めていく必

<p>要がある。</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・（再掲）調査を要する防災重点ため池の調査 100%(1箇所)(H25) ・（再掲）防災重点ため池のハザードマップ作成 0%(H25)

<p>7 - 4 有害物質の大規模拡散・流出</p>
<p>（企業の防災対策）</p> <p>化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、活動要領に基づく訓練の実施を促進する必要がある。</p> <p>（特別管理廃棄物の処理）</p> <p>京都府と連携し、アスベストやPCB等の特別管理廃棄物の適正処理を進める必要がある。</p> <p>（災害対応能力の向上）</p> <p>緊急消防援助隊の受援計画に基づき、資機材や物資等を確保するとともに、関係各機関や京都府、他市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。（再掲）</p> <p>（二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立）</p> <p>京都府と連携し、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。（再掲）</p>

<p>7 - 5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p>
<p>（森林の整備・保全）</p> <p>間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による保安林機能の向上を図り、荒廃により災害の原因となるおそれがある森林については、小規模治山事業を活用し、二次災害を防止する必要がある。</p> <p>（農地・農業用施設の保全管理）</p> <p>農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民や都市住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する。</p>
<p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・（再掲）間伐実施面積 19.4ha(H30)

<p>7 - 6 風評被害等による宇治経済等への甚大な影響</p>
<p>（観光業や農林水産業の風評被害対策）</p>

正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、市内産農林産物の販売促進等により、災害発生後の風評被害を防ぐため、京都府と連携して取り組む必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8 - 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の処理の推進)

廃棄物処理施設の耐震化を促進する必要がある。

一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物を速やかに処理できる体制を構築し、維持する必要がある。

8 - 2 道路啓開等の復旧・復興を担う体制等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設業等の担い手の確保)

地震、浸水、土砂災害等の災害時において、道路啓開や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。

8 - 3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域防災力の強化)

地域毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。(再掲)

地域での防災訓練の実施やマイ防災マップの作成等、被害を軽減するための取組を啓発する必要がある。

(防災教育の実施)

毎年、全校で学校防災計画の確認・改善を促進するとともに、防災教育を推進する必要がある。

(消防人材の確保・育成)

消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練、救助等専門チームの設置等によりその機能強化を図り、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。(再掲)

<指標：現状値>

・消防団員の充足率(定員 393 人) 93.9%(H30)

・(再掲)自主防災組織の組織率 73.1%(H30 末)

8 - 4 高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(鉄道施設の耐震化)

多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋りょうや高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や国、京都府と連携しながら、耐震対策を促進する。(再掲)

(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、京滋バイパスをはじめとした高速道路や直轄国道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、主要幹線道路の整備を京都府道路整備プログラムに基づき、京都府と連携し進める必要がある。(再掲)

(災害情報の収集体制の強化)

被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。(再掲)

(地籍調査の推進)

被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。

<指標：現状値>

・地籍調査進捗率 0.1%(H30)

8 - 5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(低地地域の河川施設の耐震化等)

市が管理する河川施設の改良整備を進める必要がある。